

# これらの方々が再商品化義務のある事業者です。

「ガラス製容器」「ペットボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」のいずれかの容器や包装を使って商品を販売している事業者は、容器包装リサイクル法の

定める「特定事業者」として、再商品化義務が生じます。また、これらの特定容器を製造等している事業者も「特定事業者」として再商品化義務が生じます。

## 特定事業者は3つに分けられます。

### 特定容器利用事業者

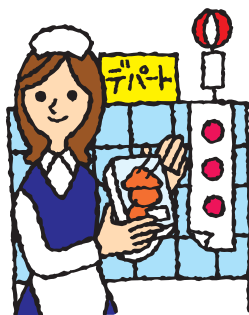


販売する商品に  
特定容器を用いる事業者

( 特定容器のついた商品を  
輸入する事業者も含まれます )

食品、清涼飲料、酒類などを製造し、容器につめて販売する製造業者／卸・小売業者／飲食店（テイクアウト用）／容器入り食品の輸入業者など

### 特定包装利用事業者

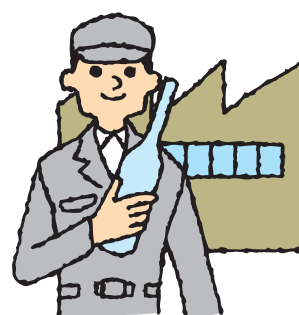


販売する商品に包装紙などの  
特定包装を用いる事業者

( 特定包装のついた商品を輸入する  
事業者も含まれます )

食品などの製造業者／卸・小売業者／飲食店（テイクアウト用）／包装した食品の輸入業者など

### 特定容器製造等事業者



特定容器の製造を行う事業者

( 特定容器を輸入する  
事業者も含まれます )

びん、紙箱、袋などの容器製造業者／容器の輸入業者など

※容器入り食品の輸入事業者は特定容器利用事業者であると同時に特定容器製造等事業者にも該当する場合があります。

## 小規模事業者は法律の適用除外になります。

### ■「容器包装リサイクル法」の適用除外者

主な業種	常時従業員数	年間売上高
製造業等	20人以下	かつ2億4,000万円以下
商業・サービス業	5人以下	かつ 7,000万円以下

常時従業員数と年間売上高の両方の要件をみたす場合に限り、適用除外事業者になります。製造業と卸売業を兼ねているような場合、会社全体の常時従業員数および年間売上高で判断します。

例え	業種	従業員数	売上高
ば	製造業部門	16人	1億7,000万円
	卸売業部門	7人	6,000万円
	合計	23人	2億3,000万円

製造業と卸売業を兼ねる左記の会社では、従業員数と売上高からみて、主な業種は製造業になります。年間売上高の合計は2億3,000万円ですが、従業員の合計が23人なので適用事業者になります。